

つくば市議会タブレット端末等の利用基準の一部見直しについて

1 見直し理由

端末切替えに対応するため。

2 新旧対照表

改正後	改正前
1 (略) 2 タブレット端末等の範囲 貸与するタブレット端末等は、次に掲げるとおりとする。 (1) タブレット端末本体 (_____ Wi-Fi + Cellularモデル) (_____ カバー、フィルムを含む。) (2) <u>タッチペン</u> _____ (3) <u>充電</u> _____ アダプタ (4) _____ 充電ケーブル _____ 3—6 (略) 附則 (略)	1 (略) 2 タブレット端末等の範囲 貸与するタブレット端末等は、次に掲げるとおりとする。 (1) タブレット端末本体 (<u>2020iPadPro12.9 256GB</u> Wi-Fi + Cellularモデル) (<u>SIMカード</u>、<u>カバー</u>、<u>フィルム</u>を含む。) (2) <u>アップルペンシル (第2世代)</u> (3) <u>18W USB-C</u>アダプタ (4) <u>USB-C充電ケーブル (1 m)</u> 3—6 (略) 附則 (略)